

法律科目試験問題（憲法） 配点 50 点

次の【事例】を読み、【設問】に答えなさい。

【事例】 法学部 3 年生で法社会学のゼミに所属している X は、会話分析という社会学的な分析手法を用いて、わが国の刑事裁判において、ある事実が犯罪として処断されるにいたる過程を分析したいと考えている。そこで、X は、Y 地方裁判所における実際の刑事裁判の手続を傍聴することにした。

会話分析においては、当事者が行う会話を逐語的に記録したうえで分析する必要がある。そこで、X は、スマートフォンの録音アプリを用いて法廷でのやりとりを録音するとともに、備忘用にメモを採ることとして、刑事訴訟規則 215 条に基づき許可が必要とされる録音についてのみ、裁判所に許可を求めた。

これを受けて裁判所は、X から録音等の必要性について聴取をしたうえで、①X によって録音され、あるいは、メモとして記録された内容は X によって分析されること、②分析の結果は、X によってゼミ論文にまとめられること、③ゼミ論文の評価が高ければ、ゼミ指導教員のホームページにおいて公開される可能性があること、④その際、論文の基礎データとして法廷内の会話の内容の全部又は一部も公開される可能性があること、を確認した。

これらのこと踏まえて、裁判所は、録音を許可すると法廷内での発言が広く公開される可能性があり、被告人や証人が萎縮してしまうおそれがあるとともに、そのプライバシーが脅かされるおそれがあることから、録音を許可せず（これを「本件録音不許可」という。）、さらに、裁判所法 71 条及び刑事訴訟法 288 条 2 項に基づき、法廷における秩序を維持するのに必要な事項として、X によるメモの採取の禁止も命じた（これを「本件メモ禁止」という。）。

【設問】 本件録音不許可及び本件メモ禁止について、これらが違憲であるとの主張をしなさい。なお、論述に際しては、参考になる判例や自らの主張に対する反論となりうる考え方にも適宜触れること。